

3・4月は引っ越しシーズン

3月と4月は、入学・就職・転勤などで引っ越しが多くなる時期です。ここでは、土曜日の窓口業務、引っ越しごみの処理、原付バイクなどの譲渡と廃車手続きをお知らせします。

3月26日、4月2日(土) 窓口業務を行います

転勤、就職、入学などで転入や転出が集中する3月下旬と4月上旬の土曜日、市役所の窓口業務を行います。住所異動などの手続きを平日に行



うのが困難な方は、ぜひこの機会に窓口をご利用ください。また、狭山市とともに埼玉県西部地域まちづくり協議会を構成する所沢市、飯能市、入間市の市役所でも、同じ日程で業務を行います。

日時3月26日、4月2日(土) 8時30分～17時

いずれの業務も、転入・転出・転居などの住所異動に伴う手続きのみ受け付けます。また、内容によって関係機関に問い合わせが必要な場合があります。なお、出張所や市民サービスコーナーでは業務を行いませんのでご注意ください

●開設する窓口

| 課名 | 業務内容 | 問合せ |
|--------|-----------------------|--------|
| 市民課 | 転入、転出、転居などの住所異動の受け付け | 内線1031 |
| 保険年金課 | 国民健康保険、国民年金の加入や喪失の手続き | 内線1051 |
| 福祉課 | 医療費申請などの手続き | 内線1515 |
| 児童福祉課 | 児童手当などの手続き | 内線1534 |
| 障害者福祉課 | 障害者にかかる手続き | 内線1591 |
| 介護保険課 | 介護保険にかかる手続き | 内線1552 |
| 学校教育課 | 転入学にかかる手続き | 内線5654 |

引っ越しごみは正しく処理しましょう

引っ越しに伴うごみは、第一環境センターに搬入するなど正しく処理し、河川敷や山林への不法投棄は絶対にやめましょう。また、業者に処理を依頼する場合は、下記の狭山市許可業者に連絡してください。

狭山市許可業者

| 事業所名 | 所在地・電話番号 |
|----------------|------------------------------|
| (有)フィールドプロジェクト | 柏原2683 ☎2952 3931 |
| 加藤商事(株) | 所沢市けやき台2 31 2 ☎2926 7777 |
| (有)川建商会 | 柏原2850 35 ☎2954 0360 |
| 狭山資源再生(協) | 東三ツ木60 8 ☎2954 9911 |
| (有)サンパイサービス | 川越市今福2878 5 ☎049 242 6314 |

問合せ生活環境課へ内線3681

軽自動車税は4月1日の所有者に課税されます 廃車は登録の抹消 譲渡は名義変更 を忘れずに!!

原付バイクや2輪車、軽自動車の軽自動車税は、4月1日を基準日として課税され、登録していると使用していなくても税金がかかります。廃車(登録の抹消)の手続きは、3月中に行ってください。また、所有者が変わる場合の基準日も同じ日ですのでご注意ください。なお、廃車の手続きは車種により異なります。詳しくはお問い合わせください。

原動機付自転車(125cc以下)

小型特殊自動車は市役所で持参品標識交付証明書、印鑑、ナンバープレート(廃車の場合)譲渡書(譲渡の場合) 問合せ市民税課へ内線1091

その他の車両

▶2輪車(125cc超)...埼玉県陸運支局所沢自動車検査登録事務所(所沢市)へ☎2998 1600▶軽自動車(3輪、4輪)...軽自動車検査協会所沢支所(三芳町)へ☎049 258 8011



狭山稲荷山公園の 夜桜をお楽しみください

市では、桜の開花時期に合わせ、今年も狭山稲荷山公園の夜間開園を行います。昼間とは趣の違う、ライトアップされた幻想的な桜をご覧ください。なお、桜の開花状況で日程が変更になる場合があります。また、開花状況は公式ホームページとモバイルサイトで毎日更新します。
日時3月25日(金)~4月9日(土) 18時~20時30分
問合せ公園管理事務所へ ☎2953 5111



暮らしの情報

- 主に市からのお知らせを掲載します。
- 定員は原則として先着順、「場所」の記載がない場合は、問い合わせ先が会場です。

狭山市役所の所在地

〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

☎04-2953-1111 ☎04-2954-6262

公式ホームページ <http://www.city.sayama.saitama.jp/>

モバイル・Lモード版 <http://www.city.sayama.saitama.jp/mobile/>

お知らせ

児童扶養手当制度

父親のいない家庭や父親に一定の障害がある家庭の児童の母親・母親に代わって児童を養育している方に手当を支給しています。なお、受給資格者・扶養義務者の所得が一定額以上の場合、減額または支給されないことがあります。また、母親・養育者に公的年金を受ける資格がある場合、通

園施設など以外の児童福祉施設に児童が入所している場合、婚姻届を提出していなくても母親が事実上婚姻関係にある場合などは、支給の対象になりません。

対象次のいずれかに該当する児童(18歳になる年の年度末まで)が20歳未満の障害がある児童を養育している母親が養育者 父母が離婚した父親が死亡した 父親に重度の障害がある その他の理由で父親と生計を別にして

手当ての月額 児童一人の場合：4万1千880円 二人の場合：4万6千880円 三人目以降：1人につき3千円加算 問合せ児童福祉課へ内線1536

遺児就学援助金などを支給

交通事故・疾病、その他の理由で、親権者の一方が双方を亡くした児童(遺児)の健全育成のために、保護者に援助金などを支給します。

内容遺児一人当たり援助金月額3千円、図書券・文具券各年1回を支給 対象市内在住の義務教育課程にある遺児の保護者 必要書類戸籍簿本(死亡した方と遺児保護者の関係が

分かるもの)保護者名義の預金通帳(郵便局を除く) 問合せ児童福祉課へ内線1534

茶の花号を臨時運行

茶の花号は月曜日が運休日ですが、祝日の場合は臨時運行します。3月21日(春分の日)の振替休日(は、南北・東南コースを運行しますので、皆さんご利用ください。 問合せ高齢者福祉課へ内線1572

休日の納税相談

平日の相談や納付が困難な方ぜひご利用ください。当日は、市税の納付や口座振替の申し込みもできます。申し込みには必要な書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。

日時3月26日(土) 9時~16時 問合せ収税課へ内線1071

固定資産の縦覧

日時4月1日(金)~5月31日(火) (土・日・祝日、5月4日を除く) 内容土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧 縦覧できる方 平成17年度土地・家屋の固定資産税の納税者 納税者の同意を得た同一世帯の方

納税者から権限を委任された代理人 持参印身分を確認できる書類 運転免許証、健康保険証、納税通知書など、印鑑(法人の場合は法人印か代表者印)、代理者の場合は納税者からの委任状 納税者本人の場合、固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧も可 問合せ資産課へ内線1121

乳幼児の医療費を

小学校入学前まで全額補助

4歳から小学校入学前までの幼児にかかる医療費は、通院にかかる費用のうち、1千円が自己負担でしたが、4月診療分から自己負担を廃止します。これにより、0歳児から小学校入学前までの入院・通院にかかる保険診療一部負担金が全額補助となりますので、医療費が1千円未満でも申請できるようになります。なお、高額療養費と健康保険組合から支給される付加給付は、除きます。

問合せ福祉課へ内線1517

市役所人妻(3月1日付)

課長級総合政策部副参事...橋本福治 問合せ職員課へ内線3514